

令和6年度横須賀市高齢者等階段昇降機導入支援事業費補助金
補助対象事業者募集要項

1 趣旨

横須賀市では、階段の昇り降りが難しい高齢者の方の通院等の外出支援や在宅復帰、また、家族などの介護負担を軽減するため、市からの補助金の交付を受けて、階段昇降機(バッテリーを搭載した電動の昇降機で、車輪やキャタピラ等が付き、外階段において自力で階段の昇り降りができない人を乗せた状態で外階段において階段昇降が可能なもの)を活用した階段昇降支援を行う事業者を募集します。

2 補助の内容

(1)補助対象経費

- ①当該年度に要する階段昇降機導入に係る費用(保守点検費用及び送料を含む。)
 - ②補助対象となる階段昇降機に使用する予備バッテリーに係る費用
 - ③当該年度に要する階段昇降機に係る操作講習の受講費
 - ④当該年度に要する修繕費及び性能維持に必要な交換部品に係る費用
- ※ ただし、交付決定日より前に支出された経費を除く

(2)補助要件

- ①(1)の③及び④の費用については、導入した階段昇降機に係る経費に限る。
- ②補助対象経費がリース費用(割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。)の場合は、補助対象となる契約期間は3年度分とする(令和6年申請の場合は、令和6、7、8年度分が補助対象となる。4年以上の場合は4年目以降の費用は補助対象外となる)。(2年目以降の補助継続については当該年度のサービス提供実績等を考慮のうえ、改めて決定を行います。)

(3)補助額

補助対象経費の合計額と 150 万円を比較して、いずれか低い額の 10 分の8
(最大で 120 万円)

※ 当該年度に要する階段昇降機のリース費用は、補助金の交付決定日から令和7年3月31日までが対象となります。

※ 補助事業を中止又は廃止した場合の補助基準額

・リース費用(割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。)

補助事業を開始した日又は当該年度の4月1日のいずれか遅い日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象期間とし、当該年度の4月1日又は補助事業を開始した日のいずれか遅い日から当該年度3月31日又は補助事業を開始した日から契約期間を満了する日までのいずれか早い日までの期間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額

・購入費用

補助事業を開始した日又は当該年度の4月1日のいずれか遅い日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象期間とし、補助事業を開始した日からの1年間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助相当額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額

※ 補助要件について、再リース契約(リース契約に基づく階段昇降機の契約期間の満了後に引き続き階段昇降機を借り受けるリース契約をいう。)は除きます。

3 補助の対象者

(1)事業所所在地が横須賀市内にある介護事業者の中から、応募した事業者を対象に市が選考を行い、選ばれた事業者に補助金を交付します。

(2)補助対象事業者の選考は、階段昇降機を活用した階段昇降支援に係る事業を開始した日から1年間(リース契約又は割賦販売契約の場合は契約期間)、継続する見込みがあり、

階段昇降機の操作に関する研修計画及び事故対応計画の策定など適切な安全管理体制を構築するとともに、賠償責任保険に加入したうえで、次の①～⑨いずれかのサービスを提供する指定介護事業者を対象として行います。

- ①訪問介護
- ②通所介護(第1号通所事業を含む)
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤通所リハビリテーション
- ⑥小規模多機能型居宅介護
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護
- ⑧短期入所生活介護
- ⑨短期入所療養介護

4 補助対象者数

令和6年度は、最大2事業者を対象とします。

5 欠格事由

- (1)過去5年間に介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力停止等の行政処分を受けている者
- (2)暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者

6 補助対象機種

- (1)バッテリーを搭載した電動の昇降機で、車輪やキャタピラ等が付き、外階段において自力で階段の昇り降りができない人を乗せた状態で階段昇降が可能なもの
- (2)公益財団法人テクノエイド協会ホームページにおいて介護保険法の保険給付の対象の福祉用具として掲載されている「自走式階段昇降機」に分類されるもの

なお、補助対象機種は、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具検索システム」で検索してください。

公益財団法人テクノエイド協会ホームページ>福祉用具情報システム(TAIS)

<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

※ 「自走式階段昇降機」(分類コード183012)で掲載されている機種が対象です。

TAIS の詳細検索から分類コードを入力することで検索できます。

※ 「PT-Uni 階段昇降機」については、メーカーが製造を中止しています。

7 応募方法

(1)提出書類

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金所要額調書
- ③導入計画書
- ④対象経費の費用を証明する書類
- ⑤導入する階段昇降機のカタログ等
- ⑥事故が発生した際の対応計画

※ ⑤については、導入する階段昇降機の概要がわかる Web ページの写しでも可能

※ ⑥については、既存の事故発生時の対応計画を、階段昇降機活用時の事故に対応できるように改正したもので可能。新たに計画を作成する必要はない。

(2)提出方法

e-kanagawa による電子申請又は郵送

<電子申請 URL>

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72328

(3)提出先

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

(4)受付期間

令和6年5月 15 日(水)～6月 14 日(金)(消印有効)

(5)応募にあたっての留意事項

- ①提出書類に不備や不足があった場合、書類の再提出を求める場合があります。受付期間を経過した場合はいかなる理由があっても受付いたしません。
- ②受付期間経過後の書類の差し替えは原則として認めません。
- ③応募や書類提出に要する費用はすべて応募者の負担となります。
- ④提出書類は返却しません。

8 審査方法及び審査基準

(1)要件審査

申請書類による審査を行い、対象者として要件を満たさないと認められる場合は、理由を付して申請事業者へ通知します。

(2)書類審査

申請書類を基に審査を行い、補助対象事業者を決定します。補助対象者数を超える応募があった場合は、審査基準の点数が高い事業者を補助対象事業者とします。

なお、審査の対象となっているすべての応募者に審査結果を書面で通知します。

<審査基準>

1 事業者の適格性(10点)
<目的> 補助申請事業者としての要件を満たしているかを確認
<内容> 以下の事項に該当しないことを確認 ・介護保険事業者として指定を受けていること ・欠格事由に該当しないこと ・サービス提供に関する基準を満たす運営がなされていること
<評価の視点> 上記の内容すべてに該当することが補助申請の条件となる 10点:内容すべてに該当している場合

2 プロジェクトの適切性(20点)
<目的> 階段昇降機の導入が介護サービス提供の質の向上につながると考える理由が明確であるか確認
<内容> (1)階段昇降機導入の目的と利点について以下の項目で該当するものを確認 ①アクセシビリティの向上、②安全性の強化、③サービスの効率性、④利用者満足度の向上、⑤その他 (2)階段昇降機の対象者像と月あたりの利用回数の見積もりを確認
<評価の視点> (1)については、内容の充実性と独自性を評価。 0点:該当するものがない場合 5点:内容が妥当と判断できる場合 10点:内容が特に充実しており、独自性があると判断できる場合

(3)は利用者回数の多さを評価

0点:利用回数が0回の場合

5点:利用可数が1回～10回未満の場合

10点:利用可数が10回以上の場合

3 プロジェクトの実行計画(10点)

<目的>

階段昇降機導入後、従業員や利用者への適切なトレーニング及び説明の実施計画が明確であるか確認

<内容>

(1)従業員向けトレーニングについて以下の項目で該当するものを確認

①基本操作トレーニング、②安全対策教育、③シミュレーション、④トラブルシューティング、⑤その他

(2)利用者向け説明について以下の項目で該当するものを確認

①階段昇降機の利点、②利用方法のデモンストレーション、③安全上の注意、④その他

<評価の視点>

内容の充実性を評価

5点:内容が妥当と判断できる場合

10点:内容が特に充実していると判断できる場合

※該当するものがない場合は補助要件も満たさないこととなります

4 事故発生時の対応策(10点)

<目的>

階段昇降機使用による事故が発生した際の対応計画が明確であるか確認

<内容>

(1)事故発生時の対応について以下の項目で該当するものを確認

①初期対応、②緊急連絡体制の活用、③事故調査と報告、④トフォローアップと支援、⑤その他

(2)事後対応と予防について以下の項目で該当するものを確認

①原因分析と改善策の実施、②再教育、③安全管理体制の見直し、④その他

<評価の視点>

内容の充実性を評価

5点:内容が妥当と判断できる場合

10点:内容が特に充実していると判断できる場合

※該当するものがない場合は補助要件も満たさないこととなります。

5 影響評価(10点)

<目的>

階段昇降機導入により期待するサービス改善内容が明確であるか確認

<内容>

(1)利用者の利益向上について以下の項目で該当するものを確認

①移動の自由度、②安全な移動、③待機時間の短縮、④その他

(2)従業員の作業効率と健康について以下の項目で該当するものを確認

①作業負担の軽減、②サービス提供の効率化、③その他

<評価の視点>

内容の充実性と独自性を評価

0点:該当するものがない場合

5点:内容が妥当と判断できる場合

10点:内容が特に充実しており、独自性があると判断できる場合

9 応募者の失格等

(1)次の行為を行った場合には、審査対象外とし、失格とします(補助対象者として決定した後、次に次の行為が判明した場合は、当該決定を取り消し失格とします)。

① 提出書類の内容に重大な不備があり、又は虚偽の記載があるとき。

② 本市の職員に対して、選定評価に係る働きかけを行ったとき(関係者を通じて本市の職員に対して行われる働きかけを含む)。

(2)選考の結果、同点となったときなど、調整が必要な場合は、庁内協議により補助対象者を決定します。

10 実績報告

(1)提出書類

①実績報告書

②事業報告書

③補助金精算額調書

④補助対象経費に係る領収書またはその写し、その他これに準ずるもの

※ ②については、申請時に提出した導入計画書に記載した内容についての実績(講習を実施した日時等)を記載していただきます。

(2)提出方法

e-kanagawa による電子申請又は郵送

(電子申請の URL については後日案内いたします)

(3)提出期限

令和7年3月下旬(詳細な日程は後日案内いたします)

11 お問い合わせ

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

電話番号:046-822-8253

E-mail:kaigo-kyufu@city.yokosuka.kanagawa.jp

12 スケジュール

時期	内容
令和6年5月15日(水)～6月14日(金)	補助申受付
令和6年6月下旬	補助対象選考審査
令和6年7月上旬	補助決定通知送付
令和6年7月下旬	補助金交付(概算)
令和7年3月下旬	実績報告
令和7年4月中旬	補助金額確定 支出金精算

(参考)補助申請の流れ

